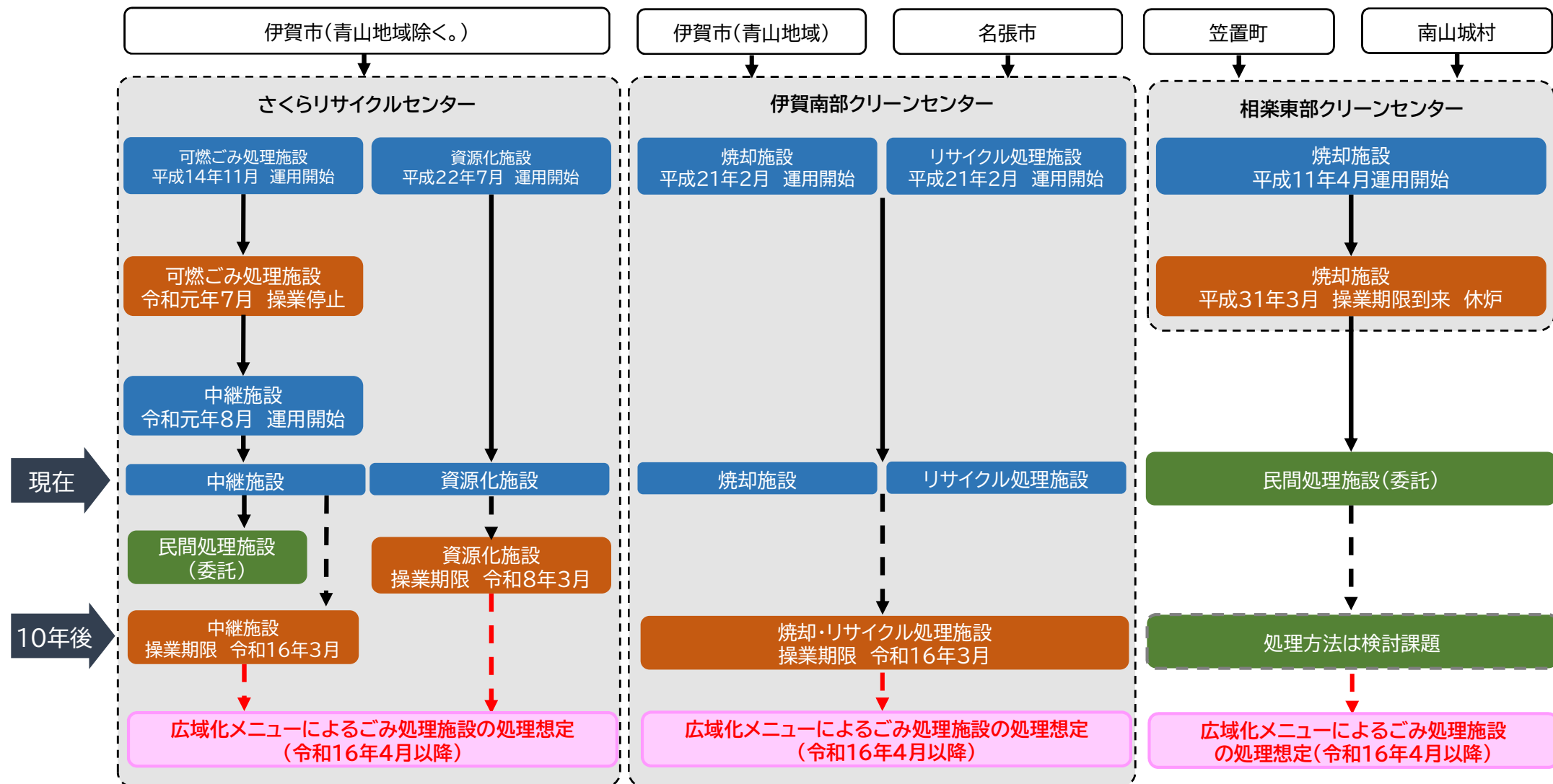


伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化に係る検討の 進捗状況について

- ・ 構成市町村におけるごみ処理施設の変遷
- ・ 広域化に関わる動向
- ・ ごみ処理広域化基本構想検討委員会の検討状況
- ・ 中間処理量及び施設規模
- ・ 基本構想検討委員会－広域化メニューの評価方法（定量評価）
- ・ 定量評価の検討材料（工期）
- ・ 基本構想検討委員会－広域化メニューの比較検討（定量評価）
- ・ 基本構想検討委員会－広域化メニューの評価方法（定性評価）
- ・ 施設建設候補地の選定について
- ・ 候補地の検討体制について
- ・ 適地選定委員会の共同設置について
- ・ 今後のごみ処理広域化検討スケジュール（案）について

構成市町村におけるごみ処理施設の変遷



伊賀市、名張市のごみ処理施設の**操業期限は、令和16年3月**であり、笠置町及び南山城村に関しては**すでに自区内処理ができていない**

➡ 令和16年3月には**4市町村全て、自ら処理できる施設がなくなる。**

施設整備をする場合、単独の施設整備では、ごみの安定的な処理を継続することは困難が予想される。

➡ 4市町村による**広域化の検討**を行う**ごみ処理広域化検討協議会を設置(令和6年4月)**

広域化に関わる動向

ごみ処理広域化とは：複数の市町村が共同でごみ処理を行うこと

国や府・県の動向：持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について

→ 持続可能な適正処理の確保、気候変動対策、資源循環の強化、災害対策の強化、地域への多面的価値の創出が必要であるため、広域化を推進

広域化・集約化に係る手引き(令和2年6月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)
中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)
(令和6年3月29日)

・6つの広域化メニューが記されている。

区分	①組合設立	②ごみ種別処理分担	③大都市受入れ	④相互支援	⑤他のインフラとの連携	⑥民間活用
概 要	・関係市町村が構成員となる一部事務組合又は広域連合等(組合等)を設立し、関係市町村のごみ処理を実施	・複数の市町村においてごみの種類ごとに分担を決め、分担されたごみ種類について、他市町村のごみを受け入れて処理	・大都市が周辺市町村のごみを受け入れて処理 ・地方自治法の規定に基づく事務委託及び行政協定等により受け入れを実施	・定期整備及び基幹改良事業等の施設停止の際に他の市町村のごみを相互に受入れ	・下水処理施設等のインフラ由来の廃棄物をごみ処理施設にて一括処理(逆に、下水処理施設で生ごみ等を受け入れて処理することも可能)	・市町村が民間の廃棄物処理業者に中間処理を含むごみ処理を委託 ・公共は処理費負担のみとなる。
事務局案	・資材費が高騰している現状においては、事業費負担が大きくなる懸念がある。また、人口減少に伴うごみ量減少により年々施設の処理効率が低下する。しかし、実績は最も多く実現の可能性は高いため、 検討対象とする。	・既存施設の活用ができないため、新たに新設する市町村の建設費負担が大きくなることから、検討対象としない。	・圏域のごみを一手に受入れ可能な大都市が構成市町村にないため、検討対象としない。	・既存の施設を活用する際に有効な方法であるが、本地域では活用可能な施設がないため、検討対象としない。	・連携を行う施設の建設を行う必要があり、構成市町村の中に新設等の計画がないため、検討対象としない。	・民間事業者が主体となるため、ごみ量変動に対して柔軟な対応が可能となる。一方、公共性の確保、廃業リスク、経営悪化、委託費高騰、資源ごみの処理は困難などの懸念はあるが、実現の可能性はあるため、 検討対象とする。

ごみ処理広域化基本構想検討委員会の検討状況

第1回委員会
令和6年6月3日

- 基本構想策定について
 - ・これまでの経緯について
 - ・検討内容
 - ・ごみ処理施設の現状
 - ・策定スケジュール
 - ・府県のごみ処理の状況

第2回委員会
令和6年11月12日

- 現状の整理
- 基本構想での条件設定(仮設定)
 - ・処理対象物の分別区分
 - ・ごみ排出量の見込み
 - ・事業方式の抽出

第3回委員会
令和7年3月25日

- アンケート準備
 - ・施設規模等の設定
 - ・アンケート内容の検討

P3のうち、現時点で採用不可となるメニューを除外し、**構想で検討対象とする広域化メニュー(事業方式)**を決定した。

第1案 組合設立
第2案 民間活用

事業者アンケート及び
ヒアリング調査
令和7年4月7日～6月6日

第4回委員会
令和7年7月14日

- 広域化の検討と整理
 - ・アンケート結果及び事業方式の評価方法
 - ・事業方式の比較検討(定量評価)
 - ・処理方式の検討

中間処理量及び施設規模

各施設の処理量や施設規模をアンケート調査の前提条件とすることで、プラントメーカー等がその条件に対応した施設の設定ができ、本地域の条件に合った費用などの広域化メニュー比較検討材料を収集可能となるため、処理量、施設規模を設定します。

なお、基本構想策定後に一般廃棄物処理基本計画を各自治体で見直し、それに併せて施設規模も精査していきます。

各施設の中間処理量

	単位	実績	将来			
		令和5年度	令和10年度	令和16年度	令和21年度	令和27年度
ごみ焼却施設	t/年	38,868	36,197	32,322	30,027	27,305
リサイクル施設	t/年	5,024	4,758	7,107	6,679	6,161
粗大ごみ処理施設	t/年	2,686	2,500	2,399	2,203	1,982
資源化施設	t/年	2,338	2,258	4,708	4,476	4,179

●施設規模の算定についても、令和16年度を基準とします。

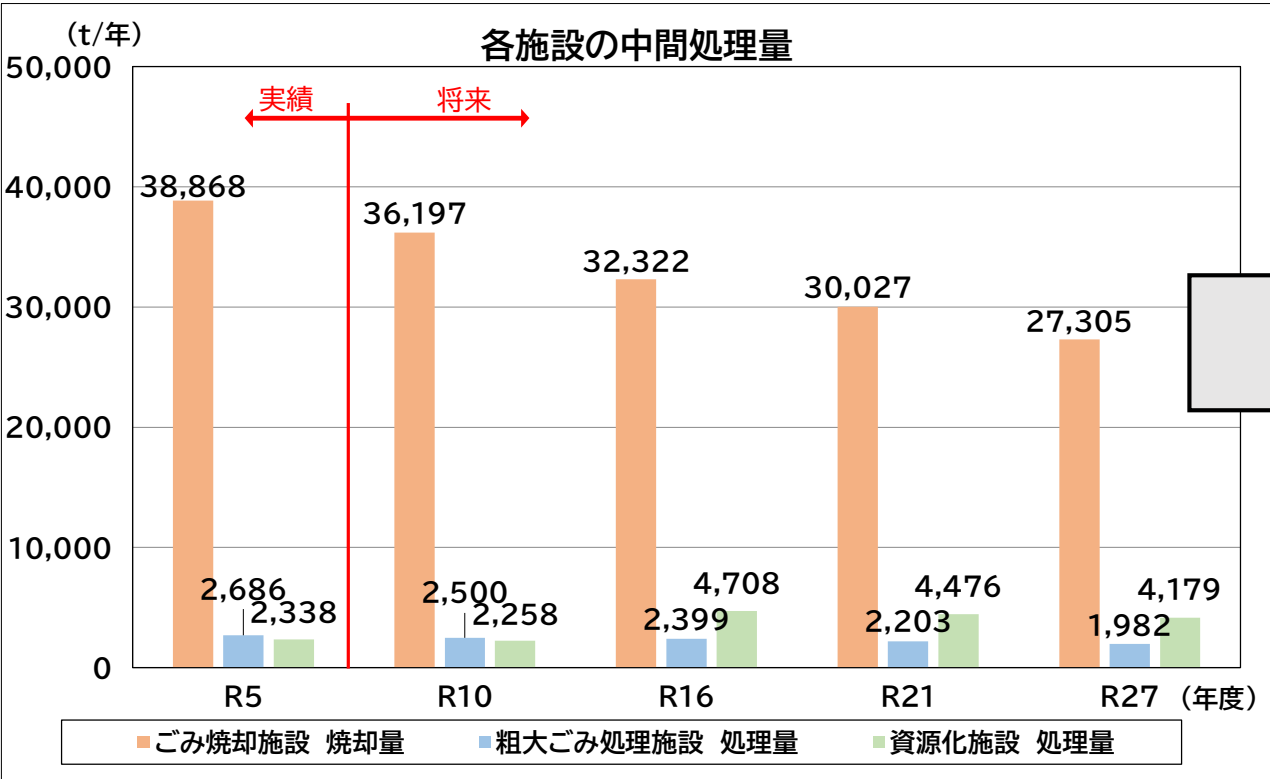
施設規模

ごみ焼却施設
111.5t/日

リサイクル施設

粗大ごみ処理施設
11.1t/日

資源化施設
21.7t/日



評価方法

アンケートの結果から次に示す評価項目及び評価基準に基づき広域化メニューを比較検討しました。

定量的な比較評価項目

項目	評価基準
経済性	施設建設費（設計・建設費）、運営・維持管理費及び委託費の実質負担額を評価
	◎：広域化メニューの中で特に安価な費用 ○：広域化メニューの平均値と比べて標準的な費用 △：広域化メニューの平均値と比べて高価な費用
工期	工事期間に基づく全体スケジュールが既存施設の操業期限までに完了可能かを評価
	◎：既存施設操業期限までに余裕を持って完了可能なもの ○：余裕はないが、既存施設操業期限までに完了可能なもの ×：既存施設操業期限までに完了が厳しいもの
参入意向	参入意向のある事業者数を評価
	◎：広域化メニューの中で参加者数が多く、競争性が大きく働くと想定されるもの ○：複数の参加者数が確認されたもの △：1社参加のみのもの ※参加意欲がない場合又は参加意欲はあるが事業費の提出がない場合は定量評価及び定性評価は行いません。

定量評価の検討材料（工期）

■実施スケジュール(工期)

施設建設までの全体スケジュールを設定します。

なお、組合設立(公設公営、DBO、PFI)及び民間活用(公民連携、外部委託)でスケジュールが異なるためそれぞれのスケジュールを整理します。

①組合設立(公設公営、DBO、PFI)

複数のプラントメーカーのアンケート結果で、建設工事は4年間で可能と回答がありました。

適地選定を令和8年度の施設整備基本計画までに行うことができれば、以下のスケジュールで既存施設操業期限内での工事完了が可能となり、新施設は令和16年度からの稼働となります。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
適地選定									
循環型社会形成推進 地域計画策定									
施設整備基本計画・ 基本設計									
PFI導入可能性調査									
環境影響評価									
用地測量・地質調査									
その他調査、手続 ※									
事業者選定									
新施設建設工事									

※その他調査、手続 : 土壌汚染調査、都市計画決定など

アンケート結果より設定

定量評価の検討材料（工期）

■実施スケジュール(工期)

②民間活用(公民連携)

公募によるアンケート結果で、環境影響評価・設計・建設工事の合計で7年間で可能と回答がありました。

適地選定を令和8年度の処理事業者と協定締結までに行うことができれば、民間事業として事業者の責任で最低限の工期での事業実施が可能となるため、以下のスケジュールで既存施設操業期限内での工事完了が可能となり、委託開始は令和16年度となります。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
適地選定									
処理事業者と協定締結 (サウンディング調査含む)									
その他調査、手続 ※ (処理事業者実施)									
環境影響評価・ 設計・建設工事 (処理事業者実施)									

※その他調査、手続 : 土壌汚染調査、都市計画決定など

アンケート結果より設定

定量評価の検討材料（工期）

■実施スケジュール(工期)

③民間活用(外部委託)

可燃ごみについては既存の民間事業者処理委託するため、中継施設及びリサイクル施設のみの建設となります。
 プラントメーカーのアンケート結果で、中継施設及びリサイクル施設の建設工事は3年間で可能と回答がありました。
 適地選定を令和8年度の施設整備基本計画までに行うことができれば、以下のスケジュールで既存施設操業期限内での工事完了が可能となり、委託開始は令和15年度中を見込むことができます。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
適地選定	■								
循環型社会形成推進 地域計画策定	■								
施設整備基本計画・ 基本設計		■	■						
PFI導入可能性調査			■						
生活環境影響調査			■	■					
用地測量・地質調査			■						
その他調査、手続 ※1		■	■	■	■				
事業者選定				■	■				
新施設建設工事※2						■	■	■	

※1その他調査、手続 : 土壌汚染調査、都市計画決定など

※2対象施設は中継施設及びリサイクル施設

アンケート結果より設定

基本構想検討委員会－広域化メニューの比較検討（定量評価）

設定した評価基準で広域化メニューを以下のとおり比較検討しました。

民設民営(PFI)は、参入意向が無い又は参入意向はあるが事業費の提出が無い等のため、評価は行いませんでした。

民設民営(PFI)に関する詳細は、次年度以降に行うPFI等導入可能性調査で検討予定

※「経済性」の金額は「実質負担額」であり、アンケート結果から算出した平均値を基に設定

事業方式 評価項目	組合設立		民間活用	
	公設公営(運転委託)	公設民営(DBO)	公民連携	外部委託
経済性	広域化メニューの平均値と比べて最も高価となる。 40,029,000千円	広域化メニューの平均値と比べて高価となるが、民間ノウハウを活用した事業となるため、公設公営(運転委託)より安価となる。 38,494,500千円	建設費がなく委託費用のみのため広域化メニューの中で特に安価となる。 20,212,575千円	中継施設とリサイクル施設の建設費が掛かるが、焼却処理に関しては委託費用のみのため、広域化メニューの平均値と比べて標準的な費用となる。 約30,000,000千円
	△	△	◎	○
工期	公共工事として必要な計画、手続きを行うとともに、仕様に基づいた監理により工事を行うため十分な事業期間が必要となり、最短工期を設定しても令和16年度稼働となることから、既存施設操業期限までの工事完了に余裕がない。	公共工事として必要な計画、手続きを行うとともに、仕様に基づいた監理により工事を行うため十分な事業期間が必要となり、最短工期を設定しても令和16年度稼働となることから、既存施設操業期限までの工事完了に余裕がない。	民間事業として事業者の責任で最低限の工期での事業実施が可能となるが、民間事業者と十分な協議期間が必要となり、最短工期を設定しても令和16年度稼働となることから、既存施設操業期限までの工事完了に余裕がない。	建設工事は中継施設とリサイクル施設のみとなり、最短工期を設定すると、既存施設操業期限までに約1年余裕を持って工事完了が可能
	○	○	○	◎
参入意向	参加事業者が多く、競争性が大きく働くと想定される。 7社中6社	参加事業者が多く、競争性が大きく働くと想定される。 7社中7社	複数の参加事業者がいるが、限定的である。 2社	可燃ごみの処理は現処理委託事業者のみの想定のため事業者が絞られる。 ヒアリングより、20年間ごみの受入れ可能か不明と回答有り。
	◎	◎	○	△

アンケート結果を基に行う定量評価のほか、数値で測れない多面的な側面（定性面）について広域化メニューを比較検討し、以下の評価の視点に従い文章で整理します。

下記に示す定性評価項目及び評価の視点についてご意見を伺いました。

定性的な比較評価項目

項目	評価の視点
環境負荷への配慮	収集運搬車による用地周辺に対する影響が小さいか
地域の活性化	事業活動の誘致により、地域内消費が増えて地域の活性化が期待されるか
運営体制継続性	廃業リスクが低い
	施設運営の契約期限に縛られず、安定的な運営体制が確保できるか
公共サービス	ごみ処理サービスにおいて、運転状況の監視ができ、住民の安心感が高いか
用地確保	施設整備に関して、住民への影響が小さく、住民同意（理解）が得やすいか

※評価項目は、環境省公告の広域化・集約化に係る手引き及び通知等を基に設定

4月28日開催 第2回ごみ処理広域化検討協議会

候補地を早急に決定するために、選定作業を迅速に行う。
候補地検討部会（仮称）を設置した上で、協議会事務所及び構成市町村で検討体制を構築し、
4市町村共同で本格的に作業を進める。

候補地抽出の条件

- ・ 構成市町村からの収集運搬距離が可能な限り、均等な距離になる場所
- ・ 収集運搬が困難ではない場所
- ・ 生活環境に影響が少ない場所
- ・ 既存施設の地域は除外する。

候補地検討の進め方 ※候補地検討部会及び適地選定委員会は非公開

候補地検討部会 設置（令和7年5月）

- ・ 構成市町村の職員による
内部委員会
- ・ オブザーバー
（三重県、京都府）

候補地検討部会

- ・ 候補地選定の詳細条
件の整理
- ・ 庁内検討体制の構築
指示
- ・ 候補地の絞り込み

適地選定委員会

- ・ 学識経験者を含めた諮問機関
- ・ 候補地の比較検討

構成市町村長 により決定

候補地検討部会

候補地抽出に係る詳細条件の整理

①最低限クリアすべき条件

- ・4市町村から可能な限り均等な距離であること。
- ・住宅密集地や学校、病院等の周辺ではないこと。
- ・交通のアクセスが極端に悪くないこと。
- ・既存施設の地域を除く。
- ・特に許可・解除等に時間が掛かる法規制のある地域を除く。

②充足していることが望ましい条件

- ・面積は20,000㎡以上
- ・地権者が極力少ないこと。
- ・大幅な造成を見込まなくても良いこと。
- ・電気、水道が整備できていること。

①②の条件を踏まえて4市町村それぞれから候補地を抽出

第2回 候補地の整理

候補地抽出が完了し適地選定委員会を
共同設置する。
(9月議会に設置条例・補正予算提出)

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化施設適地選定委員会(案)

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村が共同で検討を進めるごみ処理広域化に係る施設の整備に要する適地を選定する附属機関として、共同して委員会を設置します。

【所掌事務】

構成市町村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議し、その結果を構成市町村長に答申する。

- (1)施設の整備に要する適地選定に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、施設の整備に要する適地選定に関し構成市町村長が必要と認めること。

【組織】

委員10人以内

【委員候補者(案)】

構成市町村、府県の職員
学識経験者3人程度

【任期】

所掌事務の終了まで

【会議】

非公開

【委員会に要する経費】

- 委員報酬 ○委員旅費
- コンサルティング業務委託費
 - ・候補地の状況整理
 - ・比較評価基準の作成、比較評価
 - ・委員会支援

今後のごみ処理広域化検討スケジュール(案)について

項目	令和7年度							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討協議会	第3回協議会		第4回協議会 (予定)	パブリックコメントの 実施(予定)		第5回協議会 (1月下旬予定)	第6回協議会 (予定)	
	【主な内容】 ・基本構想検討委員会の進捗 状況報告について ・候補地検討の進捗について ・今後のごみ処理広域化検討 スケジュールについて		【主な内容】 ・中間案の確認 ・パブリックコメント 方法の確認			【主な内容】 ・基本構想答申	【主な内容】 ・ごみ処理広域化の基本合意 について	
検討委員会		第5回委員会(予定)				第6回委員会 (1月上旬予定)		
		【主な内容】 ・広域化メニューの比較検討 (定性評価) ・基本構想及び概要版の中間 案の確認				【主な内容】 ・パブリックコメント意見対応 について ・基本構想及び概要版の確認		
候補地検討部会・ 適地選定委員会	第2回部会			第1回適地選定委員会 (予定)			第2回適地選定委員会 (予定)	
	【主な内容】 ・スケジュール ・候補地の詳細情報確認 ・候補地の整理			【主な内容】 ・諮問内容の確認 ・候補地の評価基準 について			【主な内容】 ・候補地の比較検討 ・答申案の確認	